

定 款

株式会社マイクロアド

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社マイクロアドと称し、英文にては、MicroAd, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各種サービス及び仲介
2. コンピュータを利用したネットワークシステムによる情報処理及び情報提供に関する業務
3. コンピュータを利用したネットワークシステムの企画、開発、制作、販売及び賃貸
4. コンピュータ及び周辺機器、ソフトウェアの開発、販売、輸出入及び賃貸
5. コンピュータ利用に関するコンサルティング
6. 電子出版物及び電子映像の仕入、制作、販売
7. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理
8. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像をつけたもの）の企画、販売
9. 広告代理店業務
10. 広告に関する各種マーケティングリサーチ業務
11. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介
12. インターネットによるビジネスに関するコンサルティング業務
13. 販売促進活動に関するコンサルティング業務
14. 各種マーケティング業務
15. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
16. 国内及び海外で提供されている各種インターネットサービスに関する調査、研究及びそれらの情報提供業務
17. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経

済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

- 第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

- 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (議長)

- 第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (決議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、そ

の議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社に取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は8名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 3 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から専務取締役、常務取締役、その他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当会社に監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査役等委員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当会社に会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の選任決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によるほか取締役会の決議により定めることができる。



(期末配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息を付けない。

## 附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、2021年12月開催の第15回定時株主総会終結前の同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 2021年12月開催の第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。